

## 平成20年度第2回市民参加及び協働推進市民懇談会会議録

日 時 平成20年6月17日(火) 午後7時~9時  
場 所 市長公室

出席者

市民懇談会委員

長島委員長 川原副委員長 岩田委員 小淵委員 加光委員 横田委員

事務局<協働推進課>

浅野課長 山岸副課長 林

傍聴者なし

内 容
1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 内 容 (1) 協議事項 自治基本条例の見直しについて 条例全体を通しての気付いた点、感想などを各委員から発言した。
委 員： 男女共同参画の視点が入っている久喜市、秩父市、熊谷市のような条文が必要では。市民と市が対等に議論する場や市民の意見が行政の変化につながるような仕組みがほしい。
委 員： 5つの観点から条例の精査をしてみたい。 各条文内容の精査、他条例との整合性 各条文用語の精査 協働という見地からの内容・用語の精査 国際化という見地からの内容・用語の精査 その他 今の条例には協働という用語の位置付けが認識され得るインパクトに欠ける。インフラ整備が不十分。
委 員： 子どもの人権、夢と希望が持てるような子どもに関する権利が抜けている。草加市は文末表現が「進めます」「努めます」になっているが、富士見市の「努めるものとする」「努めること」と重さがどう違うのか
委 員： 我孫子市の表現が読みやすくしっくりする。市長の在任期間が載っているのは変化を求める現われでは。市民団体の活動を通して感じるのは行政の縦割りによる弊害、個人情報保護による情報共有の行き詰まり感。協働という視点を生かしてほしい。「市職員の責務」が浸透すれば良い市

政につながるのでは。

委員： 杉並区は区民の義務がわかりやすい。富士見市は具体性に欠ける。協働という枠組みを作っている段階から市民とともに周知徹底していったらどうか。家庭教育については入れるべきものかどうか。

委員： 現在の問題点は次のとおり。 条例運用面での審議会・委員会の設置  
市民提案・発議の具体的制度 審議会等開催状況を年度当初に公表する仕組み 行政評価 市民参加の範囲 子どもの権利 市、市民の定義 理解を普及させるためのわかりやすい解説

事務局： 条例の表現方法についてだが、市の法規審査では他条例との整合性の精査、立法意思と解釈意思の整合性を勘案している。「～します」という言い方は確かにわかりやすいが、できなかった場合条例違反になる恐れも。我孫子市は、他の条例も含めて全ての条例が「～します」表現としているかどうか。一見わかりづらい税条例なども解釈に適した表現になっている。自治基本条例では、市主体の内容は「努めなければならない」、市民主体は「努めるものとする」と整理。現在、市条例には口語体文章はないが表現に工夫ができる余地があるか担当課と協議する。

委員： 条例の表現は変えず、解説書をもっとわかりやすくする、という方法もある。

各委員発言後、自由な意見交換の場とした。(内容別に要約筆記)

#### \*まちづくり

- ・総則にまちづくりの定義を入れて生きた条文に。
- ・まちづくりのための一番の基本となるのが自治基本条例。

#### \*協働

- ・協働による関わり合い方はあるが、協働そのものの定義とはなっていないのでは。
- ・古くは公と私(個)の間に公共の概念があり担っていたものがあったが、現在、公の財政縮小と私(個)の経済・情報レベルの向上などにより、公が発想できないことを私(個)が発想し、公共を担う市民団体・NPOの出現に伴い、公と協働する新しい仕組みを作る必要性が生じてきた。
- ・地域事業をすすめるために私(個)に協力してもらう新しい関係(協働・協治)が作られてきている。
- ・理念条例だが費用対効果を考えて協働という名の下に市民負担が増える恐れも。協働の本来の意味を押さえながら、市や市民の役割や運用面を考えていかねば。
- ・安上がりのために協働するのではない。協働の基本的な意味は自治。

\* 条例の運用

- ・条例の普及と理解が基本。見直しまでの5年間の検証が次の5年間に反映される大事な要素となる。
- ・狛江市の条例のように、推進状況などを検証する審議会の規定が必要では。

\* 行政評価

- ・主体があいまいな表現。

\* 市民との関わり

- ・市民への普及理解のために説明会開催、リーフレット作成、出前講座の活用が有効ではないか。
- ・市民意見反映の場の整備が必要。
- ・どれだけ生活に関わっている条例かを理解してもらおう。
- ・情報公開条例の制定、自治基本条例による市民の公募、審議会開催の事前公表、審議会の傍聴、会議録の公開など、市と市民の関係はこの10年間に変化した。
- ・市民側でも変化を感じるが全部が開かれるまでには、もう一歩進める必要性があると感じる。
- ・市民も市職員も変わるきっかけにするために、周知の工夫を。
- ・条例を理解すれば、問題が起きたら、まずは自分たちで何ができるのか、市では何ができるのか、という考え方につながるのでは。
- ・市民にとってわかりやすい解説書を懇談会で考えたらどうか。条例を理解することにもなる。
- ・逆説的だが、川崎市には「市民が参加協働しないことによる不利益を生じさせてはならない」という条文がある。
- ・札幌市や狛江市第24・25条には、市民公益活動団体への財政的支援と活動場所の提供についての条文がある。特に活動拠点についてのスタンスは必要ではないか。  
(参考 札幌市自治基本条例 第28条「市は、まちづくりセンターを拠点として、地域住民との協働により、地域の特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。」)

\* コミュニティ

- ・コミュニケーションがとれていれば個人情報保護に縛られないが、個を守る時代にどうやってコミュニティを作るかが難しい。
- ・コミュニティの意識が条例にないのでは。

\* その他

- ・第1条のみ「本市」になっているのはなぜか。他条項は「市」という表現になっている。

- ・第5条に「共通の目的を実現するために」「対等な関係のもとに」という言葉を入れたい。
- ・第15条の2項に協働を推進するための体制整備とあるが、具体的な説明が必要ではないか。

意見内容を共有し共通認識の下に次回会議に出席するために、本日欠席の委員にも事前にコメントをもらうこととなった。

(2) 次回会議の日程...7月28日(月)午後7時から 市長公室

4. 閉会 副委員長